

県営八代運動公園内での物品販売について

県営八代運動公園内での物品販売については、**公園内の施設を利用している主催者より**事前に熊本県へ「都市公園内行為許可申請書」等の提出・県の許可が必要になります。**出店者が直接、県への申請は出来ませんので**、大会主催者の方にご連絡を取って許可、打ち合わせをしていただき、大会主催者名義で申請書の提出をお願いします。提出は行為を行う日の2週間前までにお願いします。

申請に必要な書類は以下の通りです。

- ・ 都市公園行為許可申請書 **※必ず主催団体と代表者の押印が必要**
- ・ 販売物のリスト（販売品目、価格）※形式は自由です
- ・ 販売箇所を記した県営八代運動公園の地図 **（タテヨコのメートル数、広さを記載すること）**
- ・ 都市公園占有許可申請書（2日以上にわたり行為を行う場合） **※必ず主催団体押印が必要**

出店にかかる行為の料金は **1日につき2,160円**です。

2日以上にわたり行為を行う場合はさらに1㎡当り1日9円の料金がかかります。

お問合せ

県営八代運動公園

TEL 0965-37-0006

FAX 0965-37-1225